



つつじ

明日へのたより

発行所

税理士法人 ウィズアス

〒543-0002
 大阪市天王寺区上汐3丁目8番26号
 S&Jビル6F
 TEL 06 (6771) 7106

◆ 5月の税務と労務

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月17日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワンポイント

グリーン住宅ポイント制度 グリーン社会の実現と住宅投資を喚起し、新型コロナで落ち込んだ経済回復を図るため、令和2年度第3次補正予算で決定された制度。令和2年12月15日から3年10月31日までに一定の省エネ性能を持つ住宅の新築や購入、リフォーム等を契約すると、「防災」などに対応した追加工事や商品と交換できるポイントが付与されます。

少額減価償却資産 償却資産 に 要 点 整 理

減価償却資産の取得費は、取得した時に全額必要経費とするのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていきます。一方で、少額の減価償却資産については、一定の要件の下で「一括償却資産の損金算入」、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」といった措置が設けられているほか、固定資産税等を考慮して他の特例を選択することもあります。

経営者や経理担当者の方にとって、少額減価償却資産の取扱いは気になるところですので、ここで改めて、少額の減価償却資産に関する三つの制度のポイントをみてみます。

I 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

1 概要

法人が事業の用に供した減価償却資産で、①使用可能期間が一年未満であるもの又は②取得価額が一〇万円未満であるものについては、その事業年度において、損金経理により即時損金算入ができます。

2 取得価額の判定

取得価額が一〇万円未満であるかどうかは、通常一単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については、一台又は一基ごとに、工具、器具及び備品については、一個、一組、または一揃えごとに判定します。したがって、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が一組で取引されるものなので、一組で一〇万円未満になるかどうかを判定します。

なお、少額の減価償却資産は、事業の用に供した事業年度において、その取得価額全額を損金とされていますので、いったん資産計上したものをその後の事

業年度で一時に損金経理をしても損金の額に算入することはできませんので、注意が必要です。

II 一括償却資産の損金算入

1 概要

取得価額が二〇万円未満の減価償却資産については、事業の用に供した年以後三年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の三分の一の金額を必要経費に算入できます。

2 対象資産

取得価額が二〇万円未満の減価償却資産（国外リース資産やリース資産は除く）が対象となります。

なお、法人が事業の用に供した取得価額二〇万円未満の減価償却資産のうち、どの減価償却資産を一括償却の対象とするかは、法人の任意とされています。また、取得価額が一〇万円未満の減価償却資産でも、即時損金算入の対象とせずに、一括償却の対象とすることもできます。

3 損金算入額

対象資産を事業の用に供した

事業年度以後の損金算入額は、次の算式により算入します。

取得価額の合計額×当事業年度の月数／三六

4 適用要件

一括償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書に一括償却対象額の記載があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り適用されます。また、損金算入される金額の計算に関する明細書を確認申告書に添付する必要があります。

III 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

1 概要

青色申告書を提出する一定の中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以下（令和二年四月一日以後に取得などする場合は五〇〇人以下）の法人が、取得価額一〇万円以上三〇万円未満の減価償却資産を平成十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得等をして事業の用に供した場

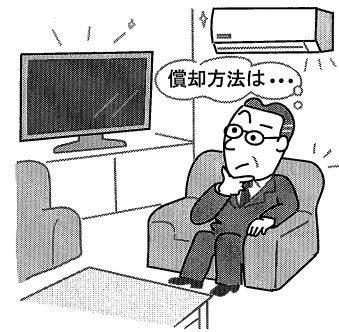
合には、損金経理により必要経費に算入できません。

2 対象資産

取得価額が一〇万円以上三〇万円未満の減価償却資産が対象となり、器具及び備品、機械・装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も対象となります。

また、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したとされる資産や、中古資産であつても対象となります。

ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三〇〇万円（事業年度が一年に満たない場合には三〇〇万円を一二で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額。月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とします。）を上限としており、三〇〇万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三〇〇万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度です。



3 適用要件

適用を受けるためには、事業の用に供した事業年度に少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき損金経理します。また、申告の際には、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付が必要です。

4 固定資産税との関係

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用し即時償却をしている資産については、一部を除き固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

固定資産税の申告対象外とする場合には、一〇万円未満の減価償却資産については、「少額

の減価償却資産」として損金経理をし、一〇万円以上二〇万円未満の減価償却資産については、「一括償却資産の損金算入」を選択することになります。

IV 補足事項

1 消費税の「税抜」、「税込」で判定が変わる

取得価額の判定基準において、消費税の額を含めるかどうかは納税者の経理処理に委ねられており、税込経理なら消費税を含んだ金額で、税抜経理なら消費税を含まない金額で判定することとなります。なお、免税事業者は税込経理になります。

例えば、税抜価額二九万円の備品が、税抜処理なら前記Ⅲの特例により少額減価償却資産として必要経費に算入できますが、税込処理になると三〇万円を超えるので、資産計上することになります。

2 処理方法による比較

一〇万円未満は消耗品として無条件に損金として、その他のケースを比較してみると、図表のようになります。

図表 処理方法による比較

	減価償却資産	一括償却資産	少額減価償却資産の特例
取得価額が 10万円以上20万円未満	○	○	○(中小企業のみ)
取得価額が 20万円以上30万円未満	○	×	○(中小企業のみ)
取得価額が30万円以上	○	×	×
限度額	なし	なし	300万円
損金算入時期	法定耐用年数に応じた期限	事業に供してから3年間	事業に供した年度
損金算入限度額	減価償却限度額	取得価額×当事業年度の月数÷36	取得価額全額
償却資産税	課税	非課税	課税

申告書等閲覧サービスの実施

税務署では、納税地の所轄税務署の管理運営部門等を窓口にて、提出済みの申告書等の閲覧サービスを次の要領で実施しています。納税者本人のほか税理士などの代理人も申請することができます。申請には申請者の身分証明書等の一定の書類の提示等が必要となります。

(1) 閲覧時の記録

原則として書き写しになりますが、次の事項に同意する場合には、写真撮影も可能です。コピーの交付や書き写した又は写真撮影した内容等の原本証明はされません。

- ・デジタルカメラ、スマートフォンなど、撮影した写真をその場で確認できる機器を使用すること(動画は不可)。
- ・收受日付印のある書類等は、收受日付印、氏名、住所等を被覆した状態で撮影すること。
- ・撮影した写真を税務署員が確認し、対象

書類以外が写り込んでいた場合は、署員の指示に従い消去すること。

- ・撮影した写真は申告書等の内容確認以外で利用しないこと。

(2) 閲覧サービスの対象文書

対象文書は、所得税及び復興特別所得税申告書、法人税及び地方法人税申告書、復興特別法人税申告書、消費税及び地方消費税申告書、相続税申告書、贈与税申告書、酒税納税申告書、間接諸税の申告書、各種申請書、届出書、請求書、報告書等及び納税者がこれらの申告書等に添付して提出した書類(例えば、青色申告決算書や収支内訳書などをいい、所得税及び復興特別所得税申告書に添付された医療費の領収書等を除きます。)となります。

(3) 閲覧中の対応

閲覧は、個人情報の保護及び行政文書の適切な管理の観点から、原則として、管理運営部門の窓口担当者等の立ち会いのもと行われます。

親から金銭を借りた場合

親と子、祖父母と孫など特殊の関係がある人相互間における金銭の貸借は、その貸借が借入金の返済能力や返済状況などからみて真に金銭の貸借であると認められる場合には、借入金そのものは贈与にはなりません。

しかし、実質的に贈与であるにもかかわらず形式上貸借としている場合や「ある時払いの催促なし」又は「出世払い」というような貸借の場合には、借入金そのものが贈与として取り扱われます。

また、その借入金が無利子などの場合には利子に相当する金額の利益を受けたものとして、その利益相当額は、贈与として取り扱われます。

ただし、その金額が少額である場合又は課税上弊害がないと認められる場合には、強いてこの取扱いをしなくても差し支えないものとされています。

相殺による領収書の印紙

Q 売掛金を自己の買掛金と相殺し、「売掛金と相殺しました」と記載した領収書を作成・交付した場合、印紙税法の金銭の受取書に該当し、課税対象となるのでしょうか。

A 金銭の受取書とは、金銭の引渡しを受けた者がその受領事実を証明するものといえます。相殺による領収書は売掛債権の消滅を証明するもの

であって、金銭の受領事実を証明するものではありませんから、金銭の受取書には該当しません。

また、一部の金額については相殺とし、残りの金額を金銭等で受領したことの文書(いわゆる「一部相殺の領収書」)は、その相殺に係るものであることが明らかにされている金額については、記載金額には当たらないものとして取り扱われることとなります。